別紙様式第十六号中「印」を削り、同様式の「氏　　名」の次の記載上の注意に次のように加える。

3　労働金庫法（以下「法」という。）第94条第５項において準用する銀行法第52条の61の３第１項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該登録申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十六号３(1)記載上の注意１中「労働金庫法（以下「法」という。）」を「法」に改める。

別紙様式第十七号中「印」を削り、同様式の「代表者氏名」の次の記載上の注意に次のように加える。

3　労働金庫法（以下「法」という。）第94条第５項において準用する銀行法第52条の61の３第１項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十七号３(1)記載上の注意１中「労働金庫法（以下「法」という。）」を「法」に改める。

別紙様式第十八号記載上の注意に次のように加える。

8　労働金庫法第94条第５項において準用する銀行法第52条の61の３第１項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該登録申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十九号中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

（労働金庫及び労働金庫連合会の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令の一部改正）

第二条　労働金庫及び労働金庫連合会の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令（平成十四年内閣府厚生労働省令第七号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「代表者の氏名　　印」を「代表者の氏名」に改め、同様式備考中２．を削り、３．を２．とし、２．の次に次のように加える。

３．氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第三中「代表者の氏名　　印」を「代表者の氏名」に改め、同様式備考中１．を削り、２．を１．とし、３．を２．とし、２．の次に次のように加える。

３．金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第３条の規定による申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

様式第七（備考を除く。）中「印」を削り、同様式備考中１．を削り、２．を１．とし、１．の次に次のように加える。

２．金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第３条の規定による申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

（労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部改正）

第三条　労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令（平成十六年内閣府厚生労働省令第七号）の一部を次のように改正する。

様式第一（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式の「第８　財務の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策」の次の記載上の注意２．を次のように改める。

２．提出者

(1)　提出者の欄においては、経営強化計画を提出する労働金庫等の代表者の役職及び氏名を記載すること。

(2)　氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第二（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式の「第10　財務の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策（経営強化計画を提出する労働金庫等が法第15条第１項の申込みをする場合に限る。）」の次の記載上の注意２．(1)中「代表者が記名押印又は自ら署名すること」を「代表者の役職及び氏名を記載すること」に改め、同記載上の注意２．(2)中「とともに、当該代表者が記名押印又は自ら署名する」を削り、同記載上の注意２．に次のように加える。

(3)　氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第三（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式の「第10　財務の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策（経営強化計画を提出する労働金庫等が法第15条第１項の申込みをする場合に限る。）」の次の記載上の注意２．を次のように改める。

２．提出者

(1)　提出者の欄においては、経営強化計画を提出する労働金庫等の代表者の役職及び氏名を記載すること。

(2)　氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第四（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式の「第７　協定銀行が現に保有する取得株式等又は取得貸付債権のうち経営計画を提出する労働金庫等を発行者又は債務者とするものの額及びその内容」の次の記載上の注意２．を次のように改める。

２．提出者

(1)　提出者の欄においては、経営計画を提出する労働金庫等の代表者の役職及び氏名を記載すること。

(2)　氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。